

## 【関東地区】 点検チェックリスト

### 移 転 雑 費

**LASS** 一般社団法人  
社会資本整備支援機構  
Infrastructure Adjustment Support System

#### 【凡例】

##### ○ 標準書

損失補償算定標準書 通損編 令和5年度版

関東地区用地対策連絡会

編著 国土交通省関東地方整備局

算定年月日	令和5年4月1日	算定者	〇〇 〇〇
採用単価	令和5年度	消費税等相当額の補償の要否	要

( 1. + 2. + 3. + 4. + 5. )

## 移 転 雑 費 補 償 金 算 定 書

**¥3,231,666.-**

整理番号	1	住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	氏名	〇〇 〇〇
------	---	----	---------------	----	-------

**※1** ( 321,980 )  
**1. 移転先又は代替地等の選定に要する費用 (A又はB+C、D又はE)** **¥328,580.-**

建物等の所有者又は借家人等が自ら選定する場合	交通費及び日当		※2 補償日数表の種別		※2 補償日数		補償額 (A)		
	① [通損編P127] コト'401		[通損編P128] 補償日数表		② [同左] 自己選定		①×② ( )		
宅地建物取引業者に委託する場合	交通費及び日当		※2 補償日数表の種別		※2 補償日数		/		
	① [通損編P127] コト'401 (3,460) 5,660		[通損編P128] 補償日数表  自家用・再築・構外・仮住居無		② [同左] 業者選定  3日				
	建物の選定	標準家賃1㎡当たり		仮住居所要面積		※6 補償月数		補償額 (B)	
		③		④		⑤ [通損編P129] 委託報酬額適用区分表 注:d		③×④×⑤ ( )	
	仮住居補償金調査算定書など		[通損編P130] (別表-1) 委託報酬率表						
	移の転選定地	面積	単価	基礎額	報酬率	報酬額内訳	※4 報酬額	※5 交通費日当	補償額 (C)
		実測 ㎡	買収単価	※3	5 / 100	100,000	⑥	①×②	⑥ + (①×②)
		110.21	76,100	8,386,981	4 / 100	80,000	(311,600)	(10,380)	( )
	借家人の場合	標準家賃1㎡当たり		建物使用面積		※6 補償月数		補償額 (D)	
		⑦		⑧		⑨ [通損編P129] 委託報酬額適用区分表 注:b又はd		①×② [通損編P127] コト'401	
借家人補償金調査算定書など						⑦×⑧×⑨ + (①×②) ( )			
一時金の場合	権利設定対価 (権利金等一時金)		報酬率		報酬額内訳		報酬額		
	⑩		5 / 100		⑪		①×②		
			4 / 100				⑩ + (①×②) ( )		
		3 / 100							

**2. 法令上の手続に要する費用 (F+G+H+I+J)**

( 1,588,840 )  
**¥1,691,290.-**

※1 建築等の確認に要する費用	建築種別		床面積の合計		移転工法		/	
	木造二階建専用住宅		72.03 ㎡		再築工法 (同種同等)			
※2	① 建築物確認申請手数料		② 建築物確認申請 手続業務報酬額		※3 ③ 設計、工事監理等 業務報酬額		補償額 (F)	
	特定行政庁が定める申請手数料 確認申請24,000+完了検査26,000 50,000				別紙参照  1,467,100		①+②+③ ( 1,467,100 ) 1,517,100	
※4 ※5 ※6	[通損編P151] 【参考】コト'405		内訳		[通損編P151] 【参考】コト'406、[P152] 【別表-1】		内訳	
	① 滅失登記申請に要する費用 (26,400) 26,400		基本報酬額26,400		② 表示登記申請に要する費用 (63,480) 63,480		資料調査18,300、建物調査19,220 基本額21,500、階加算4,460×1	
	[通損編P151] 【参考】コト'406、[P152] 【別表-1】		内訳		[通損編P151] 【参考】コト'407、[P152] 【別表-2、3】		内訳	
	③ 表示変更登記に要する費用				④ 保存登記に要する費用 (11,600) 21,600		報酬額11,600 登録免許税10,000 ※11 ※12 (6,698,000×1.5/1,000 =10,047)	
※13	課税標準額72.03×93,000=6,698,000 (6,698,790) ※8 ※9 ※10						補償額 (G)	
	自動車の登録事項変更等 [通損編P155] (適用区分表) [通損編P156~157] 【別表-1】 (7)コト'420~(9)コト'422 [通損編P158]コト'409						①+②+③+④ ( 101,480 ) 111,480	
	土地の権原の登記に要する費用		権原に関する登記の有無 ( ) 無		※14 ※15 内訳 ※10 ※12 [通損編P153~154]		補償額 (H)	
※16	権原の種類		所有権		課税標準額2,453,000 (2,453,052)、報酬額19,500 【別表-1】コト'408		( 19,500 )	
	移転工法		構外 構内		登録免許税36,700 (2,453,000×15/1,000=36,795) 【別表-2】		56,200	
その他官公署等に対する費用	内訳						補償額 (I)	
	自動車の登録事項変更等に要する費用2950 (登録事項変更350+保管場所証明2,600) ※17						( )	
		その他官公署に対する費用600 ※18				3,550		
上記の手続に要する交通費及び日当	交通費及び日当		※19 種別		※19 日数計		補償額 (J)	
	⑤ [通損編P158]コト'410 (380) 1,480		[通損編P164~165] 標準日数表など  自家用・再築・構外・仮住居無		⑥ 同左  2日		⑤×⑥ ( 760 ) 2,960	

1. 移転先又は代替地等の選定に要する費用		
<input type="checkbox"/>	※1	移転先選定に要する費用の補償は、原則として、建物所有者等が自ら選定する「自己選定」とし、当該地域の実情等によって、自己選定することが困難であると認められるときは、宅地建物取引業者に委託して選定する「業者（委託）選定」とする。 〔*要点ポイント〕 打合せ等により「業者選定」としている場合も多いため、状況を要確認のこと。
<input type="checkbox"/>	※2	種別及び補償日数は、就業不能日数表から種別に応じて記入する。
<input type="checkbox"/>	※3	土地所有者の場合、買収に係る土地等の価額（残地を含む利用面積×当該土地価格）とする。 〔*要点ポイント〕 用地測量業務と用地調査等業務を合併して発注されている業務である場合、土地価格（土地単価）が確定していないため、算定されていない場合もある（発注者へ算定状況の報告等を要する）。
<input type="checkbox"/>	※4	委託報酬相当額の端数処理は、100円未満切り捨てとする。
<input type="checkbox"/>	※5	略算式：基礎額が、 (1)400万円超 基礎額×3%+6万円 (2)200万円超400万円以下 基礎額×4%+2万円 (3)200万円以下 基礎額×5%
<input type="checkbox"/>	※6	補償月数：0.5か月（借家人又は借間人のみが委託報酬額を負担する慣習がある地域については、1.0ヶ月とする。） 〔*要点ポイント〕 発注者側で補償月数が定められている場合もあるため、状況を要確認のこと。
2. 法令上の手続に要する費用		
<input type="checkbox"/>	※1	移転対象建物のうち、建築確認等の法令上の手続を要する建築物等について算定する。 〔*要点ポイント〕 建物の他、確認申請等を要する工作物（広告塔4m超等）にも注意が必要。
<input type="checkbox"/>	※2	補償対象となる建物等の管轄の特定行政庁が定める手数料で算定する。 〔*要点ポイント〕 標準書掲載単価はあくまで参考であるため、算定に用いることはできない。その旨が「建築確認申請手数料は各特定行政庁によって対象地域及び建築物の構造規模が定められているので、各手数料条例等を調査し適用する。」等と補足説明されている。
<input type="checkbox"/>	※3	建築士法に基づき、建築士による設計及び工事監理を必要とする建築物のほか、原則として、建築確認申請を要する建物について補償する。なお、算定は適宜別紙（任意様式）を用いて行われているのが大半である。
<input type="checkbox"/>	※4	建物登記がある場合、登記ごとに標準書の区分に応じて必要となる登記費用（①～④）を算定する。 〔*要点ポイント〕 登記と移転対象建物を照合し、各登記費用の要否判断が必要。要否判断の結果、補償対象外と判断される例：既に取壊された建物の登記だけが残っている場合、移転対象建物（又はその一部分）に該当するか否か十分に照合できない場合等。
<input type="checkbox"/>	※5	建物登記に要する費用の算定における建物面積は、登記簿面積又は実測面積のいずれか少ない面積を基本とする。 〔*要点ポイント〕 不動産登記法と建築基準法との求積ルールの違いによる場合、増改築等が登記に反映されていない場合等、登記簿面積と実測面積の差異が生じる原因は様々である。
<input type="checkbox"/>	※6	建物が複数棟ある場合の建物調査に要する費用は、各棟ごとに算定した金額の合計額とする。ただし、50㎡以下の附属建物の場合は、主たる建物の床面積に合算して適用する。
<input type="checkbox"/>	※7	照応建物の登記に要する費用（表示登記・保存登記費用）の補償については、照応建物の構造規模により補償額を算定する。
<input type="checkbox"/>	※8	課税標準額は、補償対象建物を管轄する法務局「新築建物課税標準価格認定基準表」を基に算定する。
<input type="checkbox"/>	※9	複数の用途や構造からなる建物等の課税標準額の算定は、それぞれの用途や構造に対応した単価に面積を乗じたものの合計を課税標準額とする。
<input type="checkbox"/>	※10	課税標準額が、1,000円に満たないときは1,000円とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
<input type="checkbox"/>	※11	保存登記の登録免許税率は、本則税率4/1,000、住宅用家屋の軽減税率1.5/1,000（令和6年3月31日まで）。 〔*要点ポイント〕 標準書に掲載されていないが、併用住宅の場合は床面積の90%を超える部分が居住用である場合に軽減税率の適用対象となる。「住宅用家屋証明」に関する情報が掲載されている各自治体のHPが参考になる。
<input type="checkbox"/>	※12	登録免許税額が、1,000円に満たないときは1,000円とし、1,000円を超える額で100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
<input type="checkbox"/>	※13	建物の敷地について、建物を所有するための権原の登記がなされている場合で構外移転の場合に補償する。
<input type="checkbox"/>	※14	移転前の敷地の評価額を課税標準額とする。 〔*要点ポイント〕 評価額は、「固定資産税課税標準額」とは異なる点に要注意。
<input type="checkbox"/>	※15	所有権移転登記の登録免許税率、軽減15/1,000（令和8年3月31日まで）。
<input type="checkbox"/>	※16	関係法令及び県・市町村条例等を確認し、必要と認められる費用を計上する。 （標準）自動車の登録事項変更等に要する費用、その他官公署に対する費用（住民票等の変更等に要する費用） （その他）公共給水設備関係費用、法人の本支店移転に伴う登記費用、営業許可申請手数料等 〔*要点ポイント〕 営業用建物等の移転に伴い補償を要する費用は、営業補償との重複計上に注意。
<input type="checkbox"/>	※17	自動車車検証等の記載を確認し、補償の要否を判断のうえ、適用区分表により必要となる費用を算定する。 〔*要点ポイント〕 引越し等による記載事項変更がなされておらず、移転対象地と異なる住所・位置で登録されている項目は補償対象外と判断せざるを得ない場合がある。
<input type="checkbox"/>	※18	その他官公署に対する費用（住民票、印鑑証明の変更等に要する費用）は、世帯が移転する場合について補償する。
<input type="checkbox"/>	※19	種別及び補償日数は、就業不能日数表から種別に応じて記入する。 〔*要点ポイント〕 移転に伴う以下の手続の要否を確認のうえ、補償日数を認定する。 (1)土地、建物の登記及び建築確認等、(2)住居変更届

( 123,740 )

※( 215,000 )

3. 転居通知費、移転旅費その他の雑費 (K + L + M)

¥457,140.-

[通損編P159] 移転通知費、 引越挨拶等に 要する費用	移転通知 等の費用		移転旅費				補償額 (K)
	①	②家族人数	③交通費	④日当	⑤移転回数	⑥金額	
※1 (40,200) 40,200	コード411 居住者調査表 4	※2 コード412 (1,540) 1,540	コード412 1,100	※3 1	(③+②×④)×⑤ (1,540) 5,940	①+⑥ ( 41,740 ) 46,140	
契約に要する 費用	土地	移転先地選定の基準額		建物	建物等移転工事費		補償額 (L)
		金額	⑦ [通損編P159]コード413		金額	⑧ [通損編P160]コード414	
※4 8,386,981	実測面積×買収単価 ※4	5,000	別紙参照 ※5 28,710,013	10,000	⑦+⑧ 15,000		
※6 その他通常必 要と認められ る経費	地鎮祭		上棟式 [別表-1] 補正率 建築祝		※7 その他		補償額 (M)
	⑨ [通損編P160]コード416	⑩ [通損編P161]コード417	⑪ [通損編P161]コード418	⑫	⑨+⑩+⑪+⑫		
(7,000) ※(15,000) 55,000	(30,000) ※(80,000) 176,000	(45,000) ※(120,000) 165,000			( 82,000 ) ※ ( 215,000 ) 396,000		

4. 就業できないことにより通常生ずる損失の補償 (N)

¥534,000.-

※1 就業不能補償	※2 平均的労働賃金 (日額)	※3 補償日数表の種別	※3 補償日数	補償額 (N)
① [通損編P163]コード419 26,700	[通損編P164~165]標準日数表など 自家用・再築・構外・仮住居無	② 同左 20日	①×② 534,000	

5. 消費税及び地方消費税等相当額

¥220,656.-

①

消費税等課税対象額 (標準税率)

移転先又は代替地等の選定に要する費用

¥ 321,980.-

法令上の手続に要する費用

¥ 1,588,840.-

転居通知費、移転旅費その他の雑費

¥ 123,740.-

合計

¥ 2,034,560.- × 10% = 203,456

②

※消費税等課税対象額 (軽減税率)

転居通知費、移転旅費その他の雑費

¥ 215,000.-

合計

¥ 215,000.- × 8% = 17,200

①+②

220,656

備考1 各金額欄の上段 ( ) 書には消費税等課税対象額を記載する。

3. 転居通知費、移転旅費その他の雑費		
<input type="checkbox"/>	※1	移転工法に応じて標準書の基本額（移転通知及び引越あいさつに要する費用）を計上する。 〔*要点ポイント〕 営業補償において移転広告費の補償をする場合は、重複計上に注意。
<input type="checkbox"/>	※2	車（タクシー）1台当たり家族4人が乗れるものとし、家族人員による必要最小限度の所要台数による交通費を認定する。
<input type="checkbox"/>	※3	仮住居を経由して移転する場合、移転回数2回として引越のために必要な交通費及び日当を算定する。
<input type="checkbox"/>	※4	土地の契約金額は、移転先選定に要する費用を算定するための宅地建物取引業者の報酬額算定の基礎額（残地を含む利用面積×当該土地価格）とする。 〔*要点ポイント〕 用地測量業務と用地調査等業務を合併して発注されている業務である場合、土地価格（土地単価）が確定していないため、算定されていない場合もある（発注者へ算定状況の報告等を要する）。
<input type="checkbox"/>	※5	建物等の契約金額は、移転の対象となる建物及び工作物の合計額とする。 〔*要点ポイント〕 内訳を記載した別紙（任意様式）を用いて算定される例が多い。
<input type="checkbox"/>	※6	建築祭儀費は、住宅又は店舗等の用に供されている建物を移転し、かつ、地元慣行がある場合にのみ補償する。なお、建物の種別及び移転工法による補正を行う。 〔*要点ポイント〕 営業補償において開店祝費の補償をする場合は、建築祝費との重複計上に注意。
<input type="checkbox"/>	※7	その他の欄は、主に標準書に掲載されている費用（標準的な費用）以外の費用を算定する場合等、必要に応じて用いられる欄である。
4. 就業できないことにより通常生ずる損失の補償		
<input type="checkbox"/>	※1	発注者によっては、営業休止補償を行う場合は就業不能補償を行わないとしている場合もある。 〔*要点ポイント〕 就業不能補償を行う場合、営業補償との重複がないよう要注意。
<input type="checkbox"/>	※2	関東地区の休業補償労働賃金は、県別に設定された単価で算定する。
<input type="checkbox"/>	※3	種別及び補償日数は、就業不能日数表から種別に応じて記入する。 〔*要点ポイント〕 (1)各事項の内訳について補償の要否判断を行ったうえで、補償日数を認定する。 (2)日数表の注記1～13にも留意のこと。

◆2. 法令上の手続に要する費用

◇設計、工事監理等業務報酬額 ※1

[通損編P150] [参考2] 別添二 [通損編P146~147] 戸建住宅の判断基準70-外		[R5年度] 技師C : 35,600			
A棟	建築物類型	※2 延床面積	直下面積	加算面積	1時間当たりに要する人件費 d = 技師C単価/8 ※1
	第15号第1類型 その他の戸建住宅	a 72.03 m <sup>2</sup>	b 0.00 m <sup>2</sup>	c = a-b 72.03 m <sup>2</sup>	
業務量 ※3 ※4 (直下面積業務量+加算面積1m <sup>2</sup> 当たり業務量×加算面積)×移転工法別補正率 設計業務量:(e+f×c)×g = h 監理業務量:(e'+f'×c)×g' = h' ※1				直接人件費	※5 設計監理料
				1時間当たりに要する人件費×業務量 d×(h+h') = i	直接人件費×2.1 i×2.1(×j) ※2
設計	( 0 + 2.70 × 72.03 ) × 0.50 =	97	4,450×(97+60)=		
監理	( 0 + 1.20 × 72.03 ) × 0.70 =	60	698,650		1,467,100

※1 小数点以下切捨て ※2 百円未満切捨て

[通損編P135~145] 別表  
[通損編P133] 移転工法別補正率表

◆3. 移転通知費、その他の経費

◇契約に要する費用 ※1

建物等移転工事費				[通損編P135~145] 別表 [通損編P133] 移転工法別補正率表		[R5年度] 技師C : 35,600	
※2 建物工事費				※3 工作物工事費		建物等移転工事費	
建物No.	建築工事費	解体工事費	建物計	● 附帯工作物	● 機械設備	工作物計	
A棟	● 建物移転料算定表 23,595,852	2,603,023	26,198,875	※4 2,511,138	-	2,511,138	28,710,013

附帯工作物補償額算定書  
F合計+J+K  
(除却は建物に準じる)

機械設備算定内訳書(総括表)  
A合計+D合計+E+H  
(除却は建物に準じる)

移転工法	契約金額(建物工事費)の構成	参考 (移転料算定表[各工法]の内容・番号※)
再築工法	同種同等 建築工事費(推定再建築費)+ 解体工事費(廃材運搬費、廃材処分費を含む。)	建築 推定再建築費 (11)又は(20) 解体 取りこわし工事費 (19)又は(23)
	照応建物 照応建物の建築工事費(推定再建築費)+ 解体工事費(廃材運搬費、廃材処分費を含む。)	建築 照応建物の推定再建築費 (34) 解体 取りこわし工事費 (19)又は(36)
曳家工法	曳家工事費+補修工事費 (廃材運搬費、廃材処分費を含む。)	建築 建築工事費 (12)又は(13) 解体 -
改造工法	切取工事費+切取面補修工事費+残存部の一部改増築工事費 (廃材運搬費、廃材処分費を含む。)	建築 改造工事費 (9)又は(18) 解体 解体工事費 (17)又は(19)
復元工法	復元工事費+解体工事費 (廃材運搬費、廃材処分費を含む。)	建築 復元工事費 (9)又は(18) 解体 解体工事費 (17)又は(19)
除却工法	一部切取 切取工事費+切取面補修工事費 (廃材運搬費、廃材処分費を含む。)	建築 - 解体 解体(取りこわし)工事費 (20)又は(24)
	全部除却 取りこわし工事費 (廃材運搬費、廃材処分費を含む。)	建築 - 解体 解体(取りこわし)工事費 (20)又は(24)

※「移転料算定表[各工法]の内容・番号」は標準的な場合の例を示したものである。

【別紙】設計、工事監理等業務報酬額		
<input type="checkbox"/>	※1	移転雑費算定要領で定める算定方法（平成31年国土交通省告示第98号第四に定める略算方法）によることを標準とする。
<input type="checkbox"/>	※2	原則として、建物移転料算定要領に基づき算出した延床面積（実測面積）を対象とする。 〔*要点ポイント〕非木造建物における、基礎、躯体の数量算出に用いる統計値対象面積（数量算出基本面積）ではないことに留意を要する。また、一部切取改造の場合は、原則として増築部分の面積を対象とする。
<input type="checkbox"/>	※3	設備が全く存しない施設については、設備に対応する業務量（標準業務人・時間数）を削減し算定する。 （参考）標準書 算定例5 〔*要点ポイント〕設備の有無を要確認のこと。（小規模な附属建物に設備なしの場合が多く見られる。）
<input type="checkbox"/>	※4	標準書に掲載される別表第1の1～第15に記載のない面積の建築物の業務量算出にあたっては、直線補間を行うことにより求める。（参考）標準書 算定例1～3
<input type="checkbox"/>	※5	同一敷地内に別設計の建物が存する場合（建物が複数棟ある場合）の端数処理については、棟毎に算出した報酬額をそれぞれ端数処理する（100円未満切り捨て）。（参考）標準書 算定例5
【別紙】建物等の契約に要する費用		
<input type="checkbox"/>	※1	建物等の契約に要する費用（印紙）は、契約書ごとに必要となるため、一発注単位ごとに必要となる印紙税額を計算する。
<input type="checkbox"/>	※2	建物の移転工法に応じて、建物移転料算定表で算定されている各工事費を対象として、建物に関する契約金額を算定する（消費税等相当額を除く）。（参考）「移転工法別の契約金額（建物工事費）の構成」 〔*要点ポイント〕建築工事費について (1)再築工法の場合、再築補償率適用前の額（推定再建築費）である。 (2)照応建物の場合、照応建物の推定再建築費とする必要がある。 (3)法令改善費の運用益損失補償がある場合、建築工事費については法令改善費を含まない従前の建築工事費とする。
<input type="checkbox"/>	※3	工作物工事費は、建物の例を参考に次により算定する。 復元工事費又は再築工事費（再調達価格）＋解体撤去費（廃材運搬費、廃材処分費を含む。） 〔*要点ポイント〕 (1)再築工事費（再調達価格）は、再築補償率適用前の額である。 (2)再現する必要がないと認められる工作物（除却工法）の場合、解体撤去費のみを対象とする。
<input type="checkbox"/>	※4	附帯工作物については、「附帯工作物総括計算表」により移転工事費を算定し、附帯工作物補償額算定書の添付書類とされる例が多い。



就業不能補償日数表の内訳表

1. 建物等の所有者、借家人及び配偶者居住権を有する者の場合

種別	事項		移転先選定						不動産整理				移住			法令上の手続き		移転工事等						合計			
			移転先		仮住居		計		現住	仮住	新住	計	仮住	新住	計	土地及び建築物確認登記等	住居変更届	計	業者選定契約	監督	地鎮祭	上棟式	引渡し	その他	計	自己選定	業者選定
			自己選定	業者選定	自己選定	業者選定	自己選定	業者選定																			
自 用 家	再 築	構外移転	15	3	-	-	15	3	2.5	-	1.5	4	-	1	1	1	1	2	1.5	5.5	0.5	1	0.5	1	10	32	20
		仮住居 有	15	3	5	-	20	3	2.5	2	1.5	6	1	1	2	1	1	2	1.5	5.5	0.5	1	0.5	1	10	40	23
		構内移転	-	-	-	-	-	-	2.5	-	1.5	4	-	1	1	1	1	-	1.5	5.5	0.5	1	0.5	1	10	16	-
	曳 家	自己所有地	-	-	5	2	5	2	2.5	2	1.5	6	1	1	2	1	1	2	1.5	5.5	0.5	1	0.5	1	10	25	22
		他人所有地	-	-	5	2	5	2	1	1	0.5	2.5	1	1	2	0.5	0.5	1	1.5	1.5	0.5	-	0.5	0.5	4.5	15	12
		他人所有地	5	3	5	-	10	3	1	1	0.5	2.5	1	1	2	0.5	0.5	1	1.5	1.5	0.5	-	0.5	0.5	4.5	20	13
貸 家	再 築	構外移転	10	3	-	-	10	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	0.5	1	0.5	0.5	9	20	13	
		構内移転	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	0.5	1	0.5	0.5	9	10	-
	曳 家	自己所有地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.5	-	0.5	-	0.5	0.5	4.5	5	-
他人所有地		5	3	-	-	5	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.5	-	0.5	-	0.5	0.5	4.5	10	8	
借 家 人	継 続	構外移転	-	-	-	-	-	-	2.5	-	1.5	4	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	7	
		仮住居 有	-	-	5	2	5	2	2.5	2	1.5	6	1	1	2	-	1	1	-	-	-	-	-	1	1	15	12
		構内移転	-	-	5	2	5	2	2.5	2	1.5	6	1	1	2	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1	15
	継 続 困 難	10	3	-	-	10	3	2	-	1.5	3.5	-	1	1	-	0.5	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	15	8
附 属 家	再 築	構外移転	10	3	-	-	10	3	0.5	-	0.5	1	-	-	-	1	-	1	1	0.5	-	0.5	-	3	15	8	
		構内移転	-	-	-	-	-	-	0.5	-	0.5	1	-	-	-	1	-	1	1	0.5	-	0.5	-	3	5	-	
	曳 家	自己所有地	-	-	-	-	-	-	-	0.5	1.5	-	-	-	-	0.5	-	0.5	-	1	0.5	-	0.5	-	3	5	-
他人所有地		5	3	-	-	5	3	1	-	0.5	1.5	-	-	-	0.5	-	0.5	-	1	0.5	-	0.5	-	3	10	8	
工 作 物	構外移転	3	3	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	2	5	5
	構内移転	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	2	2	-
墓 地	構外移転	15	3	-	-	15	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0.5	-	0.5	2	5	20	8	
	構内移転	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0.5	-	0.5	2	5	5	-	
建 設 予 定 地	構外移転	10	3	-	-	10	3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	11	4	
	構内移転	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-

※「自家用・再築・構外移転・仮住居有」及び「自家用・曳家・他人所有地」の宅地建物取引業者に委託して仮住居先を選定する場合の補償日数（2日）分は、移転先選定に係る補償日数として掲げる日に含むものとする。  
 ※「自家用・再築・構内移転・仮住居無」において「住居変更届」が必要な場合は、適宜加算することができるものとする。

〔就業不能日数表〕の注記

- 注 ① 就業できないことにより通常生ずる損失の補償をする場合とは、用対連基準第37条第2項及び同基準細則第21-5、21-6に基づき行うものである。
- ② 種別欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか大なる日数によるものとする。ただし、農地、資材置場等又は墓地とその他の項目に該当する場合は、その他の項目の日数に農地、資材置場等又は墓地の日数を加えることができるものとする。  
 なお、資材置場等、墓地に通常存すると想定され得る工作物及び立竹木については、すでに考慮した上での補償日数である。
- ③ 上記②ただし書きに従い日数を加える場合においては、就業不能補償日数内訳表を参考に、各事項を別々に行うことが合理的と認められる時に限り、加えることができるものとする。
- ④ 工場、倉庫、店舗、事務所等については、この表に準じて算定するものとする。
- ⑤ 区分所有建物については、自家用再築に準ずるものとする。
- ⑥ 立竹木は、工作物に準じて取り扱うことができるものとする。
- ⑦ この表に掲載されている日数は、最大日数であるため、**就業不能日数の認定にあたっては、就業不能補償日数内訳表又は⑧の内訳によりその必要性の有無を検討の上適宜認定するものとする。**
- ⑧ 土地のみの場合は、その他通常生ずる損失の補償として3日（内訳：調書の確認0.5日、価格の提示0.5日、用地協議1日（0.5\*2）、印鑑証明書の受領0.5日、契約の締結0.5日）を上限とし、その必要性の有無を検討の上適宜認定する。  
 また、**土地に立竹木又は工作物がある場合は、5日を上限とする。**
- ⑨ 共有又は相続により、契約の相手方が複数となる場合については、次のとおりとする。  
 イ 同居の親子、配偶者及び兄弟については1件とする。  
 ロ イ以外の相手方については、必要となる日数を就業不能補償日数内訳表又は⑧の内訳により適宜認定するものとする。
- ⑩ 官公署が相手方である場合は、補償しない。
- ⑪ 個人又は法人の棚卸し資産であるものについては、補償しない。
- ⑫ 区画整理事業の場合については、実態に応じて「移転先選定」及び「法令上の手続」の日数を控除するなど、適宜補正するものとする。
- ⑬ 配偶者居住権を有する者は、借家人継続に準ずるものとする。